

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行

(当日は、
日曜日、
日曜日の
翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更等(地方課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(二件)(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたとみなされるもの(二件)(〃)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(造林課)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効(〃)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞(防犯少年課)

◇ 公安告示

告 示

鳥取県告示第七百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山ノ鼻地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年十一月二十日現在の地番による。)
大字玉鉾字長尾	大字玉鉾字長尾のうち二三二の一、二三二の二、二三二の六の 一以外の区域
大字玉鉾字清水	大字玉鉾字清水のうち三八三、三八四及びこれらと一体 をなす国有地の一部以外の区域
大字玉鉾字口山	大字玉鉾字長尾二三二の一、二三二の二、二三二の六の一 部 大字玉鉾字清水三八三、三八四及びこれらと一体をなす 国有地の一部 大字玉鉾字半谷口の全域

大字玉鉾字口山田の全域

廃止する字の名称

大字玉鉾字半谷口

鳥取県告示第七百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二	昭和六十二年九月一日
産科婦人科大石医院	鳥取市鍛冶町五三	"
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目二五〇	"
橋本外科医院	鳥取市大杵菅本木二〇四一三	昭和六十二年九月六日

中村 医院	米子市上後藤八〇一五	昭和六十二年九月十四日
医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原三一九一	昭和六十二年九月一日
米子医療生活協 同組合米子診療 所	米子市博労町三丁目八〇一	"
尾崎 医院	八頭郡八東町大字才代二八一	"
大槻 医院	八頭郡智頭町大字智頭一五一 〇一	昭和六十二年九月十四日
赤碕町国民健康 保険赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕一九二 〇一三三	昭和六十二年九月一日
佐々木 医院	東伯郡関金町大字関金宿一五 一五	"
涌島齒科医院	鳥取市二階町二丁目二一〇	"
谷口齒科医院	鳥取市扇町八七	"
地原齒科医院	鳥取市栄町六二六	"
岸本齒科医院	鳥取市本町二丁目二二八	"
熊谷齒科医院	鳥取市二階町二丁目二一六	"
中本齒科医院	鳥取市茶町三一〇	"
田中齒科医院	倉吉市明治町一〇二五一	"
諏訪部齒科医院	倉吉市瀬崎町二七六〇	"
小徳齒科医院	境港市外江町二〇六一	"

谷口 齒科医院	八頭郡河原町大字河原五四一七	"
吉井 齒科医院	東伯郡東郷町大字松崎四四七	"
富士屋 薬局	鳥取市川端二丁目二一五	"
有限会社大村 薬局	鳥取市片原三丁目二〇一	"
川口 薬局	鳥取市賀露町一五三九一二二	"
有限会社岡本 薬局	鳥取市立川町六丁目二四八	"
有限会社木下 薬局	米子市西倉吉町五七	"
稲田 聴 薬局	米子市日野町七	"
有限会社渡部 薬局	米子市四日市町八七	"
有限会社稲田 太郎 薬局	米子市紺屋町一	"
小坂 薬局	米子市靴町一丁目一八	"
小林 薬局 有限会社	倉吉市明治町一〇三二一六	"
尾崎 薬局	倉吉市上井三〇七	"
有限会社ホシ 薬局	倉吉市大正町一〇七九	"
有限会社富谷 薬局	倉吉市河原町一九〇四	"

有限会社景山 薬局	境港市本町二	"
有限会社対山 薬局	境港市本町三〇	"
木島 薬局	八頭郡若桜町大字若桜三八〇	"
森田 薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	"
有限会社森下 薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六七六	"
島雄 薬局	気高郡気高町大字宝木九一〇	"
徳吉 薬局	気高郡鹿野町大字今市六二五 一二	"
中原 薬局	気高郡青谷町大字青谷三八五七	"
福市 薬局	気高郡気高町大字勝見六九〇	"
三朝 薬局	東伯郡三朝町大字三朝九七二 一六	"
有限会社御船 薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	"
藤井 薬局	西伯郡淀江町大字淀江八三二	"
足立 泌尿器科医院	米子市上後藤六五十六四	"
倉吉病院 附属 齒科診療所	倉吉市上井一丁目八一七	"
星野 齒科医院	鳥取市青葉町二一六七	"
田本 齒科医院 (溝口)	日野郡溝口町溝口二二二一	"

医療法人上田齒科医院	鳥取市西町一四五四	〃
惠齒科医院	米子市熊党九九	昭和六十二年九月十二日
松岡 医院	鳥取市行徳は一〇二	昭和六十二年九月十一日

鳥取県告示第七百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
内 田 由 吉	鳥医第三、六三八号	昭和六十二年九月八日
田 中 伸 生	鳥薬第六四六号	昭和六十二年九月十日

鳥取県告示第七百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
仙 田 祐 子	鳥薬第六四三号	昭和六十二年八月二十五日
松 本 早 苗	鳥薬第六四四号	昭和六十二年九月二日
幸 前 順 子	鳥薬第六四五号	〃
中 元 雅 典	鳥医第三、六三七号	昭和六十二年九月四日

鳥取県告示第七百九十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
船木齒科医院	西伯郡中山町塩津字葉砂粉 三一三一	昭和六十二年八月十七日
木下産婦人科医院	米子市角盤町一丁目九四	昭和六十二年八月二十四日

鳥取県告示第七百九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
恵齒科医院	米子市熊党九九	昭和六十二年九月十二日

鳥取県告示第七百九十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 中 宏 欣	鳥国薬第六四一号	昭和六十二年八月十一日
松 浦 孝 夫	鳥国薬第六四二号	〃

鳥取県告示第七百九十三号

岸本町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業小町地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十四号

鳥取市が行う土地改良事業に係る尾崎地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る山ノ鼻地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市西今在家字神谷中三四二の一四・三四二の一五・野坂字上ノ谷

七八二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由

放送施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の一九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百九十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
七十七	山根 武視	八頭郡八東町大字三山口一〇四	八頭郡八東町大字三山口一〇四外の苗木の育成	山根 武視	八頭郡八東町大字三山口
八十三	田中 良子	八頭郡佐治村大字加茂五三二一	八頭郡佐治村大字加茂五三二一外の苗木の育成	田中 良子	八頭郡佐治村大字加茂
百九十九	入江 精一	八頭郡家町大字山志谷八六	八頭郡家町大字山志谷八六の苗木の育成	入江 精一	八頭郡家町大字山志谷
二百三十八	平木 正樹	八頭郡家町大字西御門一二三	八頭郡家町大字西御門一二三の苗木の育成	河原町 森林組合	八頭郡河原町大字河原

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に

よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十二年九月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十二年十月七日午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡大栄町大字上種二一〇七番一地

岡 村 昌 紘